

兵庫県公報

平成20年4月4日 金曜日 第1967号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく業務を行う者の指定(しごと支援課).....	1
土地改良区清算人の退任の届出(農地整備課).....	1
市営土地改良事業の施行協議に係る決定及び関係書類の縦覧(同).....	2
家畜改良増殖法に基づく種畜証明書の書換交付(畜産課).....	2
平成20年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等(伐倒駆除)(豊かな森づくり課).....	2
道路の区域の変更及び供用開始(道路保全課).....	3
道路の区域の変更(同).....	3
河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物(阪神南県民局).....	4
急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....	4
土砂災害警戒区域の指定(同).....	4
県議会議務局公告	
入札公告.....	11
正 誤	
平成13年7月10日付け兵庫県公報第1277号中.....	14

告 示

兵庫県告示第381号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第33条の規定に基づき、平成20年4月1日付けで同法第34条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名 称 財団法人 姫路市障害者職業自立センター
- 2 住 所 姫路市御立西五丁目6番26号
- 3 事務所の所在地 同 上

兵庫県告示第382号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第2項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

半田土地改良区

氏 名	住 所
中谷 忠夫	たつの市揖保川町半田125番地
曾谷 實	たつの市揖保川町半田140番地
古林 清	たつの市揖保川町半田139番地
古林 勲	たつの市揖保川町半田304番地
中谷 幸造	たつの市揖保川町半田31番地5
大石 祥三	たつの市揖保川町半田213番地
湯口 一幸	たつの市揖保川町半田1126番地1
中谷 哲	たつの市揖保川町半田236番地

兵庫県告示第383号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の市に係る土地改良事業の施行協議については、適当と決定したので、同条第6項の規定により、次のとおり土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	事業名	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
南あわじ市	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	阿万郷地区	平成20年4月4日から 同 月24日まで	南あわじ市役所 三原庁舎
同 市	同 上	阿万浦地区	同 上	同 上

兵庫県告示第384号

家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条の規定により、次の雄牛について、種畜証明書が書換交付された。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名前	証明書番号	申請の事由	変更後	変更前
芳幸土井	平19兵庫県1 第35号	種畜の飼養者の住所 及び氏名又は名称の 変更	加西市別府町南ノ岡甲1533 県立農林水産技術総合センター	朝来市和田山町安井123 県立農林水産技術総合センター 北部農業技術センター
宮奥城	平19兵庫県1 第36号	同 上	同 上	同 上
芳藤土井	平19兵庫県1 第39号	同 上	同 上	同 上

兵庫県告示第385号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

1 区域及び期間

(1) 区域

神戸市、洲本市、芦屋市、豊岡市、たつの市、西脇市、三田市、加西市、篠山市、養父市、丹波市、南あわじ市、朝来市、宍粟市、加東市、川辺郡猪名川町、多可郡多可町、神崎郡神河町、市川町及び福崎町、美方郡香美町及び新温泉町

(2) 期間

平成20年4月4日から同年5月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫が付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木を伐倒して薬剤を散布するか、又は当該樹木を伐倒してはく皮するとともに、松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)の区域の松林において、被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1 (1)の区域及びその周辺の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

- (1) 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合はこの限りでない。
- (3) 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、その提出があったときは、知事は申請者が3の措置を行ったかどうかを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が、3の措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合に、その者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

兵庫県告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成20年4月4日から供用を開始する。

その関係図面は、平成20年4月4日から2週間、但馬県民局県土整備部八鹿土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 4 2 7 号	朝来市山東町一品字蓮花田462番から 同 市山東町一品字野田136番1まで	旧	7.0から 10.0まで	203.0	
		新	7.0から 26.0まで	203.0	

兵庫県告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成20年4月4日から2週間、北播磨県民局県土整備部社土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 西 脇 三 田 線	加東市森字川東744番1から 同 市横谷字菊沢81番まで	旧	9.0から 18.0まで	346.0	
		新	13.0から 27.0まで	346.0	一部 予定地

兵庫県告示第388号

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物について、同条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成20年 4 月 4 日

河川管理者

阪神南県民局長 青 山 善 敬

- 1 保管した工作物
別表のとおり
- 2 当該工作物の保管の場所
西宮市西宮浜 1 丁目44番14（阪神高速道路湾岸線高架下）
- 3 保管した工作物の返還の手続き
工作物の所有権等の権原を有することを証する書面を、阪神南県民局県土整備部西宮土木事務所に提出し返還を受けること。

別表

保管した工作物			保管した工作物が放置されていた場所	除却した年月日時	備考
名称又は種類	車名 初度登録年月 型式・色 登録番号	数量		保管を始めた年月日時	
自動車	ニッサンシーマ 平成 6 年10月 E - F P Y 32 ・ ブルー なにわ 33 ひ 9379	1	尼崎市猪名寺 1 丁目271番 4 地先	平成20年 2 月27日14時	
				平成20年 2 月27日16時	
	ホンダシビック 平成元年12月 E - E F 2 ・ シルバー 神戸 77 る 872	1	同 上	平成20年 2 月27日14時	
				平成20年 2 月27日16時	

兵庫県告示第389号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局県土整備部豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年 4 月 4 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
上 石	豊 岡 市		日高町上石	コ ズ コ ズ 谷 水 生	15番 2、15番 3 の一部、15番 4 の一部、15番 7 の一部、15番 8、15番 9、15番10の一部、15番11、518番13、523番 1 583番 1 616番から618番、619番の一部、620番の一部

兵庫県告示第390号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

平成20年4月4日

兵庫県知事 井戸敏三

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
石寺(2) (140030001)	美方郡香美町小代区石寺(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
石寺 (140030002)	美方郡香美町小代区石寺(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山 (140030003)	美方郡香美町小代区城山(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(3) (140030004)	美方郡香美町小代区城山(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊
城山(2) (140030005)	美方郡香美町小代区大谷(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(1) (140030006)	美方郡香美町小代区大谷(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(2) (140030007)	美方郡香美町小代区大谷(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(5) (140030008)	美方郡香美町小代区大谷(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(9) (140030009)	美方郡香美町小代区大谷(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(7) (140030010)	美方郡香美町小代区大谷(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(6) (140030011)	美方郡香美町小代区大谷(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(4) (140030012)	美方郡香美町小代区大谷(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(8) (140030013)	美方郡香美町小代区大谷(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊
久須部(2) (140030014)	美方郡香美町小代区久須部(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊
久須部 (140030015)	美方郡香美町小代区久須部(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊
久須部(3) (140030016)	美方郡香美町小代区久須部(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊

久須部(4) (140030017)	美方郡香美町小代区久須部(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊
忠宮(1) (140030018)	美方郡香美町小代区忠宮(別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊
忠宮(3) (140030019)	美方郡香美町小代区忠宮(別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊
忠宮(4) (140030020)	美方郡香美町小代区忠宮(別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊
忠宮(2) (140030021)	美方郡香美町小代区忠宮(別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊
貫田(1) (140030022)	美方郡香美町小代区貫田(別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊
貫田(5) (140030023)	美方郡香美町小代区貫田(別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊
貫田(2) (140030024)	美方郡香美町小代区貫田(別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊
貫田(3) (140030025)	美方郡香美町小代区貫田(別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊
貫田(4) (140030026)	美方郡香美町小代区貫田(別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊
茅野(4) (140030027)	美方郡香美町小代区貫田(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊
茅野(3) (140030028)	美方郡香美町小代区貫田(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋(2) (140030029)	美方郡香美町小代区貫田(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋(1) (140030030)	美方郡香美町小代区鍛冶屋(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊
鍛冶屋(3) (140030031)	美方郡香美町小代区鍛冶屋(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊
東垣 (140030032)	美方郡香美町小代区東垣(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊
佐坊 (140030033)	美方郡香美町小代区佐坊(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊

秋岡(2) (140030034)	美方郡香美町小代区秋岡(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊
秋岡(3) (140030035)	美方郡香美町小代区秋岡(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊
秋岡(6) (140030036)	美方郡香美町小代区秋岡(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊
秋岡(4) (140030037)	美方郡香美町小代区秋岡(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊
秋岡(1) (140030038)	美方郡香美町小代区秋岡(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊
高山 (140030039)	美方郡香美町小代区秋岡(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺田 (140030040)	美方郡香美町小代区秋岡(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊
寺庭 (140030041)	美方郡香美町小代区秋岡(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊
秋岡(5) (140030042)	美方郡香美町小代区秋岡(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊
秋岡(7) (140030043)	美方郡香美町小代区秋岡(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊
姫治 (140030044)	美方郡香美町小代区秋岡(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊
姫治 (140030045)	美方郡香美町小代区秋岡(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊
新屋(3) (140030046)	美方郡香美町小代区新屋(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊
新屋 (140030047)	美方郡香美町小代区新屋(別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊
新屋(2) (140030048)	美方郡香美町小代区新屋(別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊
新屋(4) (140030049)	美方郡香美町小代区新屋(別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊
茅野(2) (140030050)	美方郡香美町小代区茅野(別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊

茅野(1) (140030051)	美方郡香美町小代区茅野(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊
平野(2) (140030052)	美方郡香美町小代区平野(別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊
平野(3) (140030053)	美方郡香美町小代区平野(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊
平野(1) (140030054)	美方郡香美町小代区平野(別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊
実山 (140030055)	美方郡香美町小代区実山(別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊
実山(2) (140030056)	美方郡香美町小代区実山(別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊
実山(3) (140030057)	美方郡香美町小代区実山(別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間谷口 (140030058)	美方郡香美町小代区実山(別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間谷(4) (140030059)	美方郡香美町小代区野間谷(別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間谷 (140030060)	美方郡香美町小代区野間谷(別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間谷(2) (140030061)	美方郡香美町小代区野間谷(別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊
野間谷(3) (140030062)	美方郡香美町小代区野間谷(別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(3) (140030063)	美方郡香美町小代区野間谷(別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊
大谷(10) (140030064)	美方郡香美町小代区野間谷(別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊
水間(2) (140030065)	美方郡香美町小代区水間(別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊
水間 (140030066)	美方郡香美町小代区水間(別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊
水間猪之谷(3) (140030067)	美方郡香美町小代区水間(別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊

水間猪之谷(2) (140030068)	美方郡香美町小代区水間(別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊
水間猪之谷(4) (140030069)	美方郡香美町小代区水間(別図69のとおり)	急傾斜地の崩壊
水間猪之谷 (140030070)	美方郡香美町小代区水間(別図70のとおり)	急傾斜地の崩壊
神場(4) (140030071)	美方郡香美町小代区神場(別図71のとおり)	急傾斜地の崩壊
神場(2) (140030072)	美方郡香美町小代区神場(別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊
神場 (140030073)	美方郡香美町小代区神場(別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊
神場(3) (140030074)	美方郡香美町小代区神場(別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊
広井 (140030075)	美方郡香美町小代区広井(別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊
広井(2) (140030076)	美方郡香美町小代区広井(別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊
奥谷川 (240030001)	美方郡香美町小代区石寺(別図77のとおり)	土石流
湯ノ子川 (240030002)	美方郡香美町小代区神水(別図78のとおり)	土石流
神水谷 (240030003)	美方郡香美町小代区神水(別図79のとおり)	土石流
中道川 (240030004)	美方郡香美町小代区神水(別図80のとおり)	土石流
神水川 (240030005)	美方郡香美町小代区神水(別図81のとおり)	土石流
中川(2) (240030006)	美方郡香美町小代区城山(別図82のとおり)	土石流
又井川 (240030007)	美方郡香美町小代区城山(別図83のとおり)	土石流
中川(1) (240030008)	美方郡香美町小代区城山(別図84のとおり)	土石流

曲谷川 (240030009)	美方郡香美町小代区大谷(別図85のとおり)	土石流
大谷川 (240030010)	美方郡香美町小代区大谷(別図86のとおり)	土石流
大谷東谷 (240030011)	美方郡香美町小代区大谷(別図87のとおり)	土石流
大谷西谷 (240030012)	美方郡香美町小代区大谷(別図88のとおり)	土石流
久須部川 (240030013)	美方郡香美町小代区久須部(別図89のとおり)	土石流
久須部西谷(2) (240030014)	美方郡香美町小代区久須部(別図90のとおり)	土石流
久須部西谷(1) (240030015)	美方郡香美町小代区久須部(別図91のとおり)	土石流
中宮川 (240030016)	美方郡香美町小代区忠宮(別図92のとおり)	土石流
中宮北谷 (240030017)	美方郡香美町小代区忠宮(別図93のとおり)	土石流
南川 (240030018)	美方郡香美町小代区忠宮(別図94のとおり)	土石流
宮谷川 (240030019)	美方郡香美町小代区忠宮(別図95のとおり)	土石流
ホキタ川 (240030020)	美方郡香美町小代区佐坊(別図96のとおり)	土石流
秋岡川 (240030021)	美方郡香美町小代区秋岡(別図97のとおり)	土石流
平野川 (240030022)	美方郡香美町小代区平野(別図98のとおり)	土石流
平野北谷 (240030023)	美方郡香美町小代区平野(別図99のとおり)	土石流
野間谷川(1) (240030024)	美方郡香美町小代区野間谷(別図100のとおり)	土石流
野間谷川(2) (240030025)	美方郡香美町小代区野間谷(別図101のとおり)	土石流

野間谷川(3) (240030026)	美方郡香美町小代区野間谷(別図102のとおり)	土石流
野間谷川(4) (240030027)	美方郡香美町小代区野間谷(別図103のとおり)	土石流
猪之谷川 (240030028)	美方郡香美町小代区水間(別図104のとおり)	土石流
神場川(1) (240030029)	美方郡香美町小代区神場(別図105のとおり)	土石流
神場川(2) (240030030)	美方郡香美町小代区神場(別図106のとおり)	土石流
広井南谷 (240030031)	美方郡香美町小代区広井(別図107のとおり)	土石流
広井川 (240030032)	美方郡香美町小代区広井(別図108のとおり)	土石流
広井北谷 (240030033)	美方郡香美町小代区広井(別図109のとおり)	土石流
ハジキ川 (240030034)	美方郡香美町小代区広井(別図110のとおり)	土石流

(別図1から別図110までは省略し、これらの図面を兵庫県県土整備部土木局砂防課、但馬県民局県土整備部新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)

県議会事務局公告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年4月4日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 谷口 勝一

1 調達内容

(1) 業務件名及び数量

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務

(2) 調達案件の仕様等

兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」 78、79、80の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務(詳細は入札説明書による。)

(3) 履行期間

平成20年5月29日(木)から平成21年1月30日(金)まで

(4) 履行場所

兵庫県議会事務局が別途指示する場所

(5) 入札方法

上記(1)の委託業務について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格と

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県議会事務局調査課 担当 小原
電話（078）341-7711 内線 5066
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年4月4日（金）から同月18日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札説明会の日時及び場所
平成20年4月11日（金）午後1時30分から
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館2階 議会事務局会議室
- (4) 入札・開札の日時及び場所
平成20年5月15日（木）午後1時30分
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁3号館2階 議会事務局会議室
- (5) 入札書の提出期限
上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「郵送等」という。）による入札については、平成20年5月14日（水）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 入札者に求められる義務

- (1) この一般競争に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。
ア 受付期間
平成20年4月5日（土）から同月18日（金）まで（持参の場合は、土曜日、日曜日を除く。）毎日午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
イ 受付場所 前記3(1)に同じ
ウ 提出書類 会社概要（業務に係る全ての会社のもの）、メーカー・品名・kg数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本
エ 協議結果 平成20年4月25日（金）に入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額（入札書記載金額に発行回数3回を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年5月14日（水）正午までに納入しなければならない

い。ただし、保険会社との間に兵庫県議会議務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額（入札書記載金額に発行回数3回を乗じて得た額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参、郵送等を行うこと。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成20年5月29日）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の業務の発行1回あたりの金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Katsuichi Taniguchi, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly

(2) Nature and quantity of the services to be required:

The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and other services

(3) Deadline for the submission of tender application forms:

17:00 April 18, 2008

(4) Deadline for tender:

13:30 May 15, 2008 by direct delivery

17:00 May 14, 2008 by mail

(5) Person to contact concerning the notice:

Mr Ohara, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly

5-10-1 Shimoyamate-dori , Chuo-Ku , Kobe , Hyogo Prefecture 650-8567
 TEL (078) 341-7711 extension 5066

正 誤

平成13年7月10日付け（兵庫県公報第1277号）
 兵庫県選挙管理委員会告示第51号（平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正）中

（ページ） 7

（行） 下から9

（誤）

「

神戸掖済会病院

同 市中央区下山手通6丁目2 - 5

を

「

神戸掖済会病院

同 市垂水区学が丘1丁目21 - 1

（正）

「

医療法人 腎友会 腎友会
病院

同 市中央区琴ノ緒町4丁目8 - 7

神戸掖済会病院

同 市中央区下山手通6丁目2 - 5

を

「

医療法人 腎友会 腎友会
病院

同 市中央区琴ノ緒町4丁目8 - 7

に、

「

介護老人保健施設 舞子台

同 市垂水区舞子台7丁目2 - 1

西神戸医療センター

同 市西区糀台5丁目7 - 1

を

「

介護老人保健施設 舞子台

同 市垂水区舞子台7丁目2 - 1

神戸掖済会病院

同 市垂水区学が丘1丁目21 - 1

西神戸医療センター

同 市西区糀台5丁目7 - 1